デイサービスセンター安芸中野

指定通所介護・指定一日型・指定通所型 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈楽福祉会が設置するデイサービスセンター安芸中野(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業、指定1日型デイサービス事業及び指定通所型サービス事業(以下「通所介護事業等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、通所介護事業等の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態、要支援状態にある高齢者及び事業対象者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な通所介護事業等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定1日型デイサービス事業及び指定通所型サービス事業においては、要支援状態にある高齢者及び 事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生 活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能 の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定 し、計画的に行うものとする。

指定1日型デイサービス事業及び指定通所型サービス事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス(以下「居宅介護支援事業者等」という。)を提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 通所介護事業等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報 その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 通所介護事業等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、 居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 8 前7項のほか、「広島市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び市町が条例または要綱で定める基準等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 通所介護事業等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 デイサービスセンター安芸中野
 - (2) 所在地 広島市安芸区中野三丁目9番5号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている通所介護事業等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護事業等従業者
- ①生活相談員 3名(常勤兼務3名)

生活相談員は、事業所に対する通所介護事業等の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を 図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画書又は1日型デイサービ ス個別計画書、通所型サービス個別計画書(以下、「通所介護計画書等」という。)の作成等を行う。

- ②介護職員 15名(常勤専従8名、常勤兼務2名、非常勤専従3名、非常勤兼務2名) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
- ③機能訓練指導員 4名 (常勤専従1名、非常勤専従1名、非常勤兼務2名) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。
- ④看護職員 2名(非常勤兼務2名)看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分~午後5時30分とする。
 - (3) サービス提供時間 午前9時30分~午後4時30分までとする。

(通所介護事業等の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

定員 60名

ただし、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとする。

(通所介護事業等の内容)

- 第8条 通所介護事業等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
 - (1)入浴サービス
 - (2) 食事サービス
 - (3)生活指導(相談・援助等) レクリエーション
 - (4)機能訓練
 - (5) 健康チェック
 - (6) 送迎

(利用料等)

第9条 通所介護事業等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定 代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるもの とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する 基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定1日型デイサービス、指定通所型サービスを提供した場合の利用料の額は市町の市町長が定める 基準(以下「算定基準要領」という。)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである 時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

- 3 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は通常の 事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1kmにつき50円を実費として徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、670円を徴収する。
- 5 おむつ代については、その実費を徴収する。
- 6 その他、通所介護事業等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに 係る費用については実費を徴収する。
- 7 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 通所介護事業等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない通所介護事業等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護事業等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、広島市安芸区、安芸郡海田町とする。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる ものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は通所介護事業等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護事業等従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 従業者は、通所介護事業等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への 連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する通所介護事業等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する通所介護事業等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成 し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な 訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、通所介護事業等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定1日型デイサービス事業及び指定通所型サービス事業に関し、介護保険法第 115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した通所介護事業等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査 に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に 従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働 省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し 適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では 原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面 により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第18条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継 続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと する。

(地域との連携等)

- 第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する 場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものと する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第21条 事業所は、全ての通所介護等従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な通所介護事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業 者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、通所介護事業等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 慈楽福祉会 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2. この規程は、平成19年 9月 1日から変更する。
- 3. この規程は、平成20年 2月 1日から変更する。
- 4. この規程は、平成25年 1月 1日から変更する。
- 5. この規程は、平成25年 4月 1日から変更する。
- 6. この規程は、平成26年 3月31日から変更する。
- 7. この規程は、平成27年 4月 1日から変更する。
- 8. この規程は、平成28年 9月 1日から変更する。
- 9. この規程は、平成29年10月 1日から変更する。
- 10. この規程は、平成30年 4月 1日から変更する。
- 11. この規程は、令和 元年10月 1日から変更する。
- 12. この規程は、令和 4年 1月 1日から変更する。
- 13. この規程は、令和 4年12月 1日から変更する。
- 14. この規程は、令和 5年 9月 1日から変更する。
- 15. この規程は、令和 6年 4月 1日から変更する。